

## 指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準 新旧対照表

	改定後	改定前
1	1～4 (略)	1～4 (略)
2		
3	5 機関の処分等の基準	5 機関の処分等の基準
4	(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
5	(4) 情状等による処分の加重又は軽減	(4) 情状等による処分の加重又は軽減
6	処分事由に該当する行為が次に定める場合（判定の業務に係るものに限る。）に該当するときは、(1)から(3)までに従い決定された処分	処分事由に該当する行為が次に定める場合（判定の業務に係るものに限る。）に該当するときは、(1)から(3)までに従い決定された処分
7	の内容について、加重又は軽減をすることができるものとする。	の内容について、加重又は軽減をすることができるものとする。
8	なお、加重後の業務停止の期間が1年を超えるときは、取消しを行う	なお、加重後の業務停止の期間が1年を超えるときは、取消しを行う
9	ことを基本とし、 <u>取消しに代えて業務停止命令を行うときは、その</u>	ことを基本とし、。
10	<u>期間は、6月以上1年以下の間で定めるものとする。</u>	
11		
12	イ～ロ (略)	イ～ロ (略)
13		
14	6 処分等に伴う措置	6 処分等に伴う措置
15	(1) (略)	(1) (略)
16	(2) 業務の引継ぎ	(2) 業務の引継ぎ
17	取消しを行った場合には、 <u>建築基準法に基づく指定建築基準適合</u>	取消しを行った場合には、 <u>法第77条の35の14第1項の帳簿を、</u>
18	<u>判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。</u>	国土交通大臣が指定した機関に係るものについては国土交通大臣
19	<u>以下「機関省令」という。）第31条の10第3項に規定する帳簿を、</u>	が、地方整備局長が指定した機関に係るものについては地方整備局
20	国土交通大臣が指定した機関に係るものについては国土交通大臣	長が、それぞれ引き継ぐとともに、 <u>同条第2項の書類を当該書類に</u>
21	が、地方整備局長が指定した機関に係るものについては地方整備局	係る建築物について法第6条の3第1項及び法第18条第5項の規定
22	長が、それぞれ引き継ぐとともに、 <u>機関省令第31条の11第3項に</u>	による判定を行う権限を有する都道府県知事に引き継がせるもの
23	<u>規定する書類を当該書類に係る建築物について法第6条の3第1</u>	とする。

	改定後	改定前
1	項及び法第 18 条第 5 項の規定による判定を行う権限を有する都道	
2	府県知事に引き継がせるものとする。	
3	(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)
4		
5	7～8 (略)	7～8 (略)
6		
7	(附則)	(附則)
8	1 この基準は、 <u>令和八年〇月〇日</u> から施行する。	1 この基準は、 <u>令和七年四月一日</u> から施行する。

改定後					改定前					
1	(別表) (該当する関係条項のみ記載)				(別表) (該当する関係条項のみ記載)					
2										
3	根拠条	関係条	処 分 事 由	処分	標準的な	根拠条	関係条	処 分 事 由	処分	標準的な
4	項	項		ラン	処分内容	項	項		ラン	処分内容
5				ク					ク	
6	77 の	77 の 35	判定の業務の無許可休廃止	<u>C</u>	業 務 停 止	77 の	77 の 35	判定の業務の無許可休廃止	<u>D</u>	業 務 停 止
7	35 の	の 18①			命 令 <u>3</u> 月	35 の	の 18①			命 令 <u>1</u> 月
8	19②一					19②一				
9	77 の	77 の 20	機関又は機関の親会社等である指定確認検査機関に対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画についての判定の実施	B	業 務 停 止	77 の	77 の 20	機関の親会社等である指定確認検査機関に対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画についての判定の実施	B	業 務 停 止
10	35②四	六				35②四	六			
11										
12										
13	<u>(注 1)</u> 「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば、「77 の				<u>(注)</u> 「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば、「77 の 35					
14	35 の 19②一」は「法第 77 条の 35 の 19 第 2 項第 1 号」の意				の 19②一」は「法第 77 条の 35 の 19 第 2 項第 1 号」の意であ					
15	である。				る。					
16	<u>(注 2)</u> 「標準的な処分内容」欄の内容を標準として、「5 機関の処									
17	分等の基準」(2)から(4)までに定めるところにより処分を決									
18	定する。									
19	<u>(注 3)</u> 監督命令は、法第 77 条の 35 の 16 第 1 項の規定に基づき判									
20	定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると									
21	認めるときに行うことができる。									

	改定後	改定前
1	指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準について（補足）	指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準について（補足）
2		
3	処分の対象となる行為が「指定構造計算適合性判定機関の処分等の	処分の対象となる行為が「指定構造計算適合性判定機関の処分等の
4	基準」別表「関係条項」欄の「その他」の項の①に該当する場合における	基準」別表「関係条項」欄の「その他」の項の①に該当する場合における
5	<u>処分</u> の内容の決定は、以下に定めるところによる。	<u>処分等</u> の内容の決定は、以下に定めるところによる。
6		
7	1 判定が適確に行われなかったことにより構造計算適合判定資格者	1 判定が適確に行われなかったことにより構造計算適合判定資格者
8	（以下「判定資格者」という。）が登録の消除等の処分等を受けた場合	（以下「判定資格者」という。）が登録の消除等の処分等を受けた場合
9	は、行為時に当該判定資格者の所属していた機関に対し取消し若しくは	は、行為時に当該判定資格者の所属していた機関に対し取消し若しくは
10	業務停止命令又は監督命令の <u>処分</u> を行うこととし、具体的な <u>処分</u> の	は業務停止命令又は監督命令の <u>処分等</u> を行うこととし、具体的な <u>処分</u>
11	内容は、次に定める事項を加味して決定することとする。	<u>等</u> の内容は、次に定める事項を加味して決定することとする。
12	(1)～(4) （略）	(1)～(4) （略）
13	(5) その他 <u>処分</u> の内容を決定するに当たり考慮すべき事項	(5) その他 <u>処分等</u> の内容を決定するに当たり考慮すべき事項
14		
15	2 機関又はその役員が判定において著しく不適切な判断をした場合には、	2 機関又はその役員が判定において著しく不適切な判断をした場合には、
16	当該機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の <u>処分</u>	は、当該機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の <u>処分</u>
17	を行うこととし、具体的な <u>処分</u> の内容は、過失の程度、結果の重大さ及び	<u>等</u> を行うこととし、具体的な <u>処分等</u> の内容は、過失の程度、結果の重大
18	その社会的影響の大きさを踏まえて決定することとする。	さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定することとする。